

平成30年4月19日

平成28年度・平成29年度卒業生
保護者の皆様

京都文教高等学校
校長 初田 泰宏

平成31年度 大学等給付型奨学金制度利用申し込みについて

独立行政法人日本学生支援機構 大学等給付型奨学金制度について、平成31年度に※大学等への進学予定者・卒業後2年以内の受験準備者で、給付を希望される方は、以下ご確認いただき、所定の手続きをお取りください。※大学等とは大学・短期大学・高等専門学校（第4学年）・専修学校専門課程をいいます。

本校から推薦できる人数は独立行政法人日本学生支援機構が決定します。以下の選考基準を満たす申込者が推薦可能人数を超えた場合は、本校において総合的に判断し、決定します。

1. 本給付奨学生採用候補者の選考は、以下の①～③のいずれかに該当する者の中から行います。
 - ①家計支持者が個人住民税（市町村民税）所得割を課されていないこと。
（奨学金申し込み年度の課税証明書に記載の所得割額が0円であること）
 - ②生活保護を受給している。（奨学金申し込み日現在において保護費を受給していること）
 - ③社会的養護を必要とする生徒等の場合は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）上の措置として児童養護施設に入所する者や里親の下で養育されている者等。

2. 本校の給付奨学生推薦者の選考基準は以下の通りとします。
 - （1）人物について
学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が給付奨学生にふさわしく、進学の目的及び進学後の人生設計が明確であり、将来良識ある社会人として活動し、将来的に社会に貢献する人物となる見込みがあること。

 - （2）健康について
学校保健安全法第13条による定期又は臨時の健康診断により、修学に耐え得るものと認められること。

 - （3）学力及び資質について
以下のいずれかの要件を満たしていること。
 - ①学業成績（高校1年、2年の各教科の評定平均値が3.8以上、卒業生については卒業時の各教科の評定平均値が3.8以上）を修めている者。
 - ②教科以外の学校活動等で大変優れた成果を修め、満足できる学習成績（高校1年、2年の各教

科の評定平均値が3.5以上、卒業生については卒業時の各教科の評定平均値が3.5以上)を修めている者。

③社会的養護を必要とし、特定分野において特に優れた資質能力を有し、進学後の学修に意欲があり、進学後特に優れた学習成績を修める見込みがある者。

(4) 家計について

1. の条件を満たしている者で、申込者の進学が経済的に非常に困難な状況にあると認められること。

3. 申し込み問い合わせ先

1. の条件を満たしている者で選考を希望される場合は、4月27日(金)までに本校事務室にご連絡ください。

電話番号 075-771-6155 (平日 午前9時~午後5時)

4. 推薦者の選考方法

学内の奨学生委員会で厳正に行います。選考結果は各ご家庭に連絡します。

5. その他

※社会的養護を必要とし、特定分野において特に優れた資質能力を有した者は、機構の推薦枠に関わらず推薦可能です。

※進学後、学業成績が著しく不振となった場合等、奨学金の交付が取りやめになり、交付された金額の返還義務が生じる場合があります。